

Q2. 「退職一時金」について教えてください

A

- ・「退職一時金」は、基金の独自給付である**加算部分を反映させる**ものです。
加入期間3年以上10年未満で退職され方がこれに該当します。
(退職したすべての方が対象ではありません)
- ・退職時の年齢が60歳未満の方(中途脱退者)は「**退職一時金の選択申出書**」を基金に提出します。
- ・退職時の年齢が60歳を超える方は「**退職一時金裁定請求書**」を基金に提出します。

「退職一時金の選択申出書」とは

中途脱退者は、退職時に「退職一時金」を請求する他に、退職一時金を原資としてこれを他の制度へ移換し年金化する方法があり、そのいずれを選択するかを申出ていただくことになっています。

5つの選択肢

- ①退職一時金 ②企業年金連合会へ移換 ③④再就職先の企業年金へ移換 ⑤国民年金基金連合会に移換

選択の状況

- ・どちらが有利かとの質問がよく寄せられますが、原資は退職一時相当額であり、これを直ちに精算するか他の制度に移して年金化するかの違いだけで、はっきりした優劣はないものと思います。
- ・ただ、②は移換原資から手数料が引かれること。③④⑤はその方の退職後の方向性で必ず該当するとはかぎらないこと、またその手続きが煩雑であることがあげられます。
- ・加えて、当基金の退職一時金額は最高でも32,700円と比較的小額なことと他制度への移換手続きの煩雑さもありメリット感が薄いこと、これらを総合したときに該当者の選択結果は、ほとんどの方が一時金選択しているのが現状となっています。

詳しくは「基金の年金・一時金」の「退職一時金」をご参照ください。